

奥新川・新川エリア事業可能性調査に関する業務委託仕様書

- 1 適用範囲 本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき行うもの。
- 2 件名 奥新川・新川エリア事業可能性調査業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和5年9月30日（土）まで
- 4 業務内容

(1) 業務の背景

奥新川ライン・新川ラインは、奥羽山脈のほぼ中央に位置する県立二口自然公園にあり、周辺には約1,200種の植物が群生している。JR仙山線奥新川駅付近の溪谷から新川の下流方面の全長4.8kmの遊歩道を新川ライン、ここより上流にあたる面白山方面に伸びる溪谷沿いの全長6.0kmの遊歩道を奥新川ラインと呼び、山深い自然の溪谷美に溢れる景勝地である。特に新川ラインは、新・奥の細道の一つであり、宮城県の長距離遊歩道の一つである。なお、奥新川ライン・新川ライン共に、吊り橋の老朽化や落石等が発生しているため、令和2年12月以降通行止めとしている。当該エリアには、市営のキャンプ場が設置され、ハイキングや芋煮会、紅葉狩り等で賑わっていたが、利用者の減少や施設の老朽化により平成29年に廃止、現在はせんにな広場・たそがれ広場が整備されている。

新川ラインの下流には、ニッカウキスキー宮城峡蒸溜所が立地し、蔵王連峰を経て流れてくる新川の清らかな伏流水は、日本各地の蒸溜所が使っている水の中でも硬度（公表値）が低くウイスキー作りに適していることから、ニッカウキスキーの仕込み水として使用されている。また風光明媚な鳳鳴四十八滝があり、ハイキング客で賑わう鎌倉山を背景に階段状の滝が流れる様は美しく、本市の緑100選に選ばれている景勝地である。

JR仙山線近隣は、かつて栄えた秋保鉱山に勤める人々で賑わい、土木学会の選奨土木遺産仙山線鉄道施設群として指定されている奥新川直流変電所跡や回転変流機資料館、作並駅転車台、新川川橋梁等から、かつての姿をしのぶことができる。

また奥新川・新川の近辺には、年間約24万人が宿泊する仙台を代表する温泉地である作並温泉が所在する。

その他、奥新川・新川及びその近辺エリアでは、人口減少に起因する、作並小学校新川分校（閉校）や、廃業した温泉旅館、空き家などがあり、これらを観光資源として活用することも検討課題の一つである。

(2) 業務の目的

奥新川・新川及びその近辺エリアの観光資源を活用する可能性を探るため、地域活性化に繋がる事業案の具現化、必要概算費用額の算出、収支予測等を実施し、地域と連携し当該エリアに賑わいを創出する持続可能な事業実施の可能性を調査する。

(3) 業務対象エリア

奥新川・新川及びその近辺

(4) 業務概要

受注者は、「(2)業務の目的」を達成するため、次のアからウに掲げる業務を行うこと。業務の内容は、受注者からの提案を踏まえ、仙台市（以下、「本市」という。）と十分に協議し決定すること。

ア. 計画準備

本業務の目的に沿った業務計画を立案し、取組方針、スケジュール、実施体制等を業務計画書としてとりまとめること。

イ. 事業可能性調査

- ①対象エリアの現状分析、課題の抽出、観光ニーズの抽出
- ②地域活性化に繋がる事業案の作成

事業案の作成にあたっては、四季折々に当該エリアを観光客が訪れるイベント実施事業案や、通年で実施する持続可能な事業案、ポストコロナ禍の観光振興トレンドを押さえた事業案など、幅広く検討を行うこととする。また、事業案作成にあたり考慮すべき事項・参考情報等については、委託者より別途示すこととする。

③事業実施に必要な費用の概算額の算出、収支予測の算出

④対象エリアでの実施可能な事業案の提案

ウ. 報告書とりまとめ

上記ア・イの結果をとりまとめ、報告書を作成すること。

5 提出物

業務委託契約締結後、速やかに実施事業計画書（A4版2部及びデータ）を提出すること。

6 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

①業務完了届

②実績報告書（A4版2部及びデータ）

7 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

8 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

9 履行上の管理・注意事項等

- ・本業務は、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則47号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・受託者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受託者は、第6項に定める成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第6項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- ・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは、積極的にこれを提案すること。